

隣接小規模特認校制

諫早市教育委員会では、児童数が減少して小規模となる小学校がある一方で、宅地開発等により大規模化する小学校があるなど、学校規模（児童数）の課題について、将来の児童数の推計を基に議論を重ね、その中で、特に小規模の小学校を念頭に、課題解決のため「隣接小規模特認校制」を導入しています。

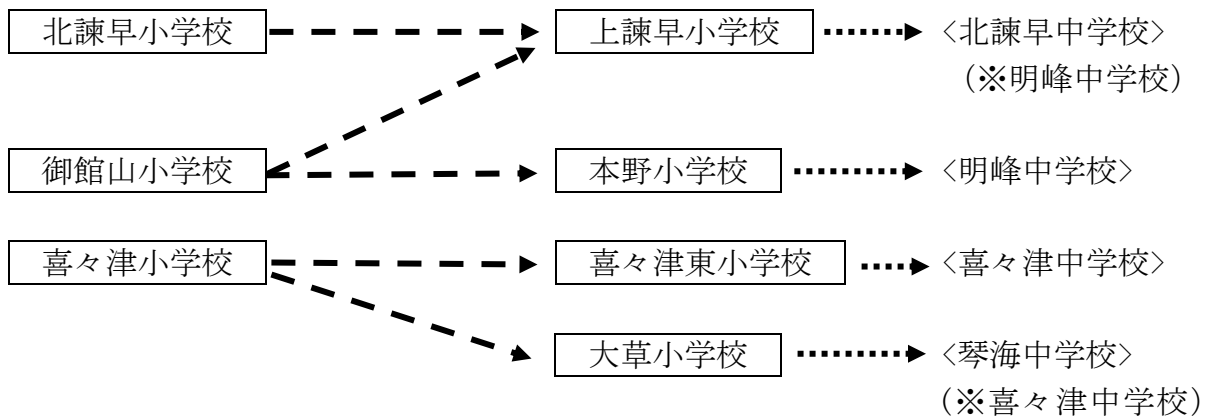
「隣接小規模特認校」とは、クラス数が11クラス以下の小規模校の中から特認校を指定し、当該校に隣接する大規模校及び適正規模校の校区からの就学を可能とするものです。

通学すべき学校は、児童生徒の住所によって通学区域が定められておりますが、一部の地域においてこれを弾力化し、希望があれば特認校を選択することが可能です。

【大規模・適正規模校区】

【特認校：選択できる学校】

【中学校】



《注意点》

- 隣接小規模特認校への就学開始日は、小学1年生は入学式の日、小学2～6年生は4月1日からとなります。
- 隣接小規模特認校選択申請により就学した場合、原則として指定学校へ変更することはできず、選択した小規模特認校が属する通学区域の中学校へ進学することになります。
※印は、保護者の申し出があり、教育委員会が認めた場合のみになります。
- 通学時の安全確保については、保護者が責任を負うことになります。

◇ 問い合わせ先 ◇

諫早市教育委員会 教育総務課または学校教育課

代表 22-1500（代表） 教育総務課 内線 3711～3713

学校教育課 内線 3722～3725